

私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、心身障害幼児の私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）への就園を促進するとともに、心身障害幼児の在園する私立幼稚園等における特別支援教育の充実と振興を図るため、心身障害幼児を在園させる私立幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「心身障害幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 医学上又は心理学上の診断又は判定により、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表心身の故障の程度欄に規定する心身の故障の程度と同程度の障害を有すると認められる者

（補助の対象となる設置者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立幼稚園等を設置する者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助年度の5月1日又は10月1日現在において、設置する私立幼稚園等に心身障害幼児が在園していること。
- (2) 心身障害幼児に係る特別支援教育に積極的かつ継続的に取り組んでいること。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、特別支援教育の実施に要する経費とし、補助額は、別に知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に知事が定める日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第3号及び第4号に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5条に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 障害幼児調査票
- (3) 障害幼児であることを証する診断書等
- (4) 障害幼児の幼稚園等における状況等

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告書の提出期限等)

第10条 規則第13条の実績報告書の提出期限は、毎会計年度終了後10日以内とし、その提出部数は1部とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日のする会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。
- 2 平成9年度及び平成10年度において補助対象となった改正前の診断書又は判定書の平成11年度における適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 平成15年度及び平成16年度において補助対象となった改正前の診断書・判定書の平成17年度における適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第5条関係）

年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地

設置者名

代表者名

下記により、年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	金	円
内 訳	園	円
	園	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 障害幼児調査表
- (3) 障害幼児であることを証する診断書等
- (4) 障害幼児の幼稚園等における状況

別紙1

事業計画書

区分 科目	所要経費		
	園	園	計
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

- (注) 1 所要経費は、消費支出のうち特別支援教育に要する経費について記載してください。
- 2 2園以上が該当する設置者にあつては、園ごとに記載してください。
- 3 この用紙で書ききれない場合、コピーしてください。

様式第2号（第7条関係）

年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付決定通知書

学 事 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園等特別支援教育費
補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円
内 訳 園 円
園 円

2 支払方法 概算払

3 条 件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

様式第3号 (第9条関係)

年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地

設置者名

代表者名

年 月 日付け学事第 号で交付決定の通知を受けた 年度私立幼稚園等特別支援教育費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助対象経費に対する補助金充当状況

補助対象経費	県補助額	設置者負担額
円	円	円